

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成21年3月26日

議会事務局

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成21年3月26日(木) 午前10時 分 開会
午前11時16分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 森西 正	副委員長 三宅秀明	委員 山崎雅数
委員 川口純子	委員 南野直司	委員 原田 平
委員 上村高義		
議長 木村勝彦	副議長 嶋野浩一朗	
議員 大澤千恵子	議員 野原 修	

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 小野吉孝 総務部長 奥村良夫

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫	同局次長 野杵雄三	同局参事 池上 彰
同局書記 杉本 徹	同局書記 湯原正治	

1. 案件

- ・議案第1号 平成21年度摂津市一般会計予算所管分
- ・議案第10号 平成20年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分
- ・上程の決まった意見書の議事日程、扱いについて

(午前10時 開会)

○森西正委員長 それでは、議会運営委員を開会いたします。

本日の委員会記録署名委員は川口委員を指名します。

それでは、追加案件について、概略説明をお願いします。

総務部長。

○奥村総務部長 それでは、議案第31号、摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、概略説明をいたします。

個人情報保護条例では、当該条例の適用除外事項の一つとして、統計調査によって集められた個人情報を掲げており、現行統計法や、統計報告調整法を引用する形で規定しております。

今回の法改正により、統計報告調整法が廃止されるとともに、統計法は法律番号が変わるだけでなく、指定統計調査、届出統計調査といった名称も使用されなくなります。

そのため、新統計法の全面施行にあわせまして、字句整理を行い、条例改正をするものであります。

第49条第1号及び第2号では、改正後の統計法第52条第1項の規定に準じて、本条例の適用除外となる個人情報の条文整備を行い、第3号は、統計報告調整法が廃止されることに伴い削除し、第4号を第3号に繰り上げるものでございます。

なお、附則で、施行日は平成21年4月1日からとしております。

以上、概略説明とさせていただきます。

○森西正委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 質問がないようですの

で、理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○森西正委員長 再開します。

それでは、議案第1号所管分及び議案第10号所管分について、審査を行います。

補足説明を求めます。

池上参事。

○池上事務局参事 それでは、議案第1号、平成21年度摂津市一般会計予算のうち、予算書の66ページから67ページに記載の議会費にかかわります部分について、補足説明をさせていただきます。

議会費予算につきましては、議員報酬を初め、議会を運営するために要する経常的な経費が中心でございます。

その主なものといたしましては、議長会関係など、議長公務にかかわる費用、本会議、委員会の記録作成のための費用、議会の活動報告に要する費用、議員の調査研究活動の助成、その他議会事務に要する費用を計上いたしております。

特に、本年4月から1年間、本市議長が近畿市議会議長会会長に就任することから、旅費負担金におきましては、例年に比べて増額となっております。

続きまして、議案第10号、平成20年度摂津市一般会計補正予算(第4号)のうち、22ページから23ページに記載の、議会に諮ります部分について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、いずれも年度末を見通し、精査いたしました上での執行差金の減額でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○森西正委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時 5分 休憩)

(午前11時13分 再開)

○森西正委員長 再開します。

まず、一般質問について、2人の議員から届出がありました。割当時間は、大澤議員10分、野原議員10分となります。

次に、追加案件、上程の決まった意見書の議事日程、扱いについて協議を行います。

事務局から説明をお願いします。

池上参事。

○池上事務局参事 それでは、追加案件、上程の決まった意見書にかかわりまして、3月30日の議事日程について、ご説明申し上げます。

この日につきましては、日程1、一般質問に続きまして、日程2、議案第1号など、28件の付託案件に関する委員長報告、採決と決まっております。

この28件を採決グループごとにまと

めるように、順序を並び変えて備考欄に採決の方法を記入させていただきます。

先ほどの協議会での態度表明をもとに、整理いたしますと、議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第14号、議案第16号、議案第26号が、一括起立採決となります。

議案第2号、議案第5号、議案第7号、議案第10号から議案第13号、議案第15号、議案第18号から25号、議案第27号、議案第28号、議案第30号が、一括簡易採決となります。

次に、日程3が追加案件、議案第31号、摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件の審議で、即決でございます。

次に、日程4が、本日、上程が決まりました意見書でございまして、一括上程の上、即決でございます。

これも、採決のグループごとに並びかえまして、議会議案第1号は簡易採決、議会議案第2号、第3号及び第4号は、一括起立採決。議会議案第5号及び議会議案第6号が、一括起立採決と、備考欄に記載させていただきます。

なお、この議事日程と議会議案につきましては、3月30日の本会議開会までに、議場配付させていただきます。

○森西正委員長 ただいまの事務局の説明のとおり決定することに、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 異議ないようですので、そのように決定いたします。

以上で本委員会を閉会いたします。

(午前11時16分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により

署名する。

議会運営委員長 森 西 正

議会運営委員 川 口 純 子